

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災情報室長

(公印省略)

災害情報伝達手段の整備に係る地方財政措置の拡充等について

災害時、住民等へ確実な情報伝達をする必要があることから、各市町村の災害情報伝達手段の多重化・多様化が求められています。しかしながら、災害情報伝達手段毎の入力に時間を要することや、入力作業にあたる職員が不足するなどの課題があります。

一度の入力で複数の災害情報伝達手段から一斉送信できる仕組み（以下「一斉送信機能」という。）を導入することで、入力時間の縮減による住民への迅速な情報伝達や、職員の発信作業負担の軽減が可能となることから、各市町村における災害情報伝達手段への一斉送信機能の導入に伴うシステム改修等経費について、令和 2 年度から特別交付税措置の対象とすることとしました。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、下記の事項にも留意の上、複数の情報伝達手段を効果的に活用することで、災害時の対応力の強化に取り組むよう周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 災害情報伝達手段への一斉送信機能の導入

災害情報伝達手段への一斉送信機能導入に伴うシステム改修等経費について、令和 2 年度から特別交付税措置の対象とする。なお、庁舎側のサーバー等の整備と一体で導入する場合については、緊急防災・減災事業債の対象である。

2 その他

(1) 緊急防災・減災事業債の事業年度は令和 2 年度末までとされているが、令和 2 年度までに建設工事に着手した事業については、令和 3 年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じることとされている。

(2) 各災害情報伝達手段の特徴やシステム整備の考え方をまとめた「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」について、消防庁のホームページに掲載していることから、整備を検討する際の参考とされたい。

(連絡先)

消防庁 国民保護・防災部 防災課防災情報室

担当：七條、浅井、中川

電話：03-5253-7526